

広島県立産業会館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十九号

広島県立産業会館管理運営規則の一部を改正する規則

広島県立産業会館管理運営規則（昭和四十五年広島県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（利用の申込み） 第三条 産業会館を利用しようとする者は、利用しようとする者の氏名及び住所（団体の場合にあつては、その名称、連絡場所及び利用責任者の氏名）、利用しようとする施設及び附属設備の名称、利用目的並びに利用期間等を記載した利用申込書（以下「利用申込書」という。）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（利用の申込み） 第三条 産業会館を利用しようとする者は、別記様式第一号による広島県立産業会館利用申込書（以下「利用申込書」という。）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（予約） 第四条 産業会館を利用しようとする者は、前条第一項の規定により利用申込書を提出する前に、あらかじめ利用しようとする者の氏名及び住所（団体の場合にあつては、その名称、連絡場所及び利用責任者の氏名）、利用しようとする施設及び附属設備の名称、利用目的並びに利用期間等を記載した利用予約申込書を指定管理者に提出し、産業会館の利用の予約の申込みをすることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（予約） 第四条 産業会館を利用しようとする者は、前条第一項の規定により利用申込書を提出する前に、あらかじめ別記様式第二号による広島県立産業会館利用予約申込書を指定管理者に提出し、産業会館の利用の予約の申込みをすることができる。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（利用許可書の交付等） 第五条 指定管理者は、産業会館の利用を許可したときは、利用許可書を利用の申込者に交付する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（利用許可書の交付等） 第五条 指定管理者は、産業会館の利用を許可したときは、別記様式第三号による広島県立産業会館利用許可書を利用の申込者に交付する。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（利用料金の減免申請） 第八条 前条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用申込書に減免を受けようとする者の氏名及び住所（団体の場合にあつては、その名称、連絡場所及び利用責任者の氏名）、利用料金の減免を受けようとする施設及び附属設備の名称、利用目的、利用期間並びに減免申請の理由を記載した利用料金減免申請書を添えて指定管理者に提出しな</p>	<p>（利用料金の減免申請） 第八条 前条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用申込書に別記様式第四号による広島県立産業会館利用料金減免申請書を添えて指定管理者に提出しなければならない。</p>

ければならない。

(利用料金の返還)

第九条 (略)

2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、利用許可書に返還を受けようとする者の氏名及び住所(団体の場合にあつては、その名称、連絡場所及び利用責任者の氏名)、利用許可を受けた施設及び附属設備の名称、許可年月日、許可番号、既納利用料金の額、利用期間、返還申請の理由及び返還利用料金の振込先を記載した利用料金返還申請書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第九条 (略)

2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、利用許可書に別記様式第五号による広島県立産業会館利用料金返還申請書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="311 301 394 331">附 則</p> <p data-bbox="266 367 824 397">この規則は、昭和四十五年十月一日から施行する。</p>	<p data-bbox="1205 301 1288 331">附 則</p> <p data-bbox="1160 367 1718 397">この規則は、昭和四十五年十月一日から施行する。</p> <p data-bbox="1133 432 1473 462"><u>別記様式第1号 (第3条関係)</u></p> <p data-bbox="1133 497 1429 528"><u>様式第2号 (第4条関係)</u></p> <p data-bbox="1133 563 1429 593"><u>様式第3号 (第5条関係)</u></p> <p data-bbox="1133 628 1429 659"><u>様式第4号 (第8条関係)</u></p> <p data-bbox="1133 694 1429 724"><u>様式第5号 (第9条関係)</u></p>

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。